

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設 (国税 32) (相続税：外、贈与税：外)</p>
2	要望の内容	<p>小規模企業の活力を発揮していく必要性が増大していることから、小規模企業について事業の持続的な発展を図ることを目的として、「小規模企業振興基本法」が制定された。これを踏まえ、小規模事業者の約6割を占める個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税について、負担軽減措置として以下のような措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定の要件を達成していることについて、経済産業大臣の確認を受けた個人事業者が活用していた特定の資産に係る贈与税については、相続時精算課税を適用する。</li> <li>・ 当該贈与から5年間（又は贈与者が死亡するまでのどちらか短い方）、引き続き一定の要件を達成していることについて、経済産業大臣の確認を受け続けた場合には、贈与者が死亡した場合において生じる相続税の計算において、贈与時の課税価格を軽減する。</li> </ul>
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	期限の定めのない措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の経済や雇用を支える個人事業者の事業承継を円滑化することにより、個人事業者の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目的とする。 当省が所管する生活衛生関係営業を営む事業者は、地域住民に密接に関係する事業を営む地域コミュニティの核となる事業者であり、また、小規模事業者がその大宗を占めている。その事業用資産の円滑な承継により引き続きその地域で事業を営めるようにすることは、日本の貴重な財産である地域コミュニティを維持、活性化し、また、地域の雇用を維持する上でも、極めて重要である。</p> <p>----- 《政策目的の根拠》 ○小規模企業振興基本法(抜粋) 第3条 小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。</p> <p>第16条第2項 国は、小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の承継又は廃止の円滑化に関する情報の提供の促進及び研修の充実、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>相続税負担によって事業活動の継続に支障が生じるおそれがある個人事業者が、将来相続の時点で本特例を利用することにより、個人事業者の事業承継の円滑化を図る。</p>
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本特例措置を適用するための前提となる経済産業大臣の確認を受けた者の数とする。</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例は、適用者に対して、事業用資産の贈与から5年間、一定の要件を課すことによって、政策目的である個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成27年度 610人</p> <p>平成28年度 610人</p>
		② 減収額	<p>平成27年度 24億円</p> <p>平成28年度 24億円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>個人事業者の数は、平成21年経済センサスでは約242万者であったが、平成24年経済センサスでは約217万者となっており、約25万者の減少となっている。</p> <p>また、個人事業者の常用雇用者数も、平成21年経済センサスでは約338人であったが、平成24年経済センサスでは約295万人となっており、約46万人の減少となっている。</p> <p>本特例により、適用者に対して、事業用資産の贈与から5年間、一定の要件を課すことによって、政策目的である個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持を図る。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>本特例により、適用者に対して、事業用資産の贈与から5年間、一定の要件を課すことによって、政策目的である個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持を図る。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>中小企業は国内経済の付加価値を作り出し、雇用の受け皿役になる等、経済社会の重要な役割を担っており、所有と経営が一致しがちな中小企業であっても、経営者の交代如何を問わず、事業継続させていくことが必要である。このため、事業承継を円滑に実現させることが必要である。</p> <p>中小企業に該当する個人事業者の平均常用雇用者数は約11人(総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」より推計)であり、推計適用人数が610人であることから、本特例措置が講じられないことにより、6,710人の雇用が喪失するおそれがある。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>中小企業に該当する個人事業者の平均常用雇用者数は約11人(総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」より推計)であり、推計適用人数が610人であることから、本特例措置が講じられないことにより、6,710人の雇用が喪失するおそれがある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、個人事業者が事業承継時に相続する事業用資産は事業の継続のために必要不可欠なものであり、担税力が乏しいことに鑑み、措置を講じようとするものである。したがって、要望の措置は妥当である。</p> <p>実際に、事業承継を考えている個人事業者の約4割が「相続税の負担が不安である」と回答している(出典:中小企業庁委託アンケート)。</p> <p>また、本特例措置の目的は、個人事業者の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることであり、この目的に資する税制とするため、贈与時から5年間引き続き一定の要件を達成していることの確認を要件に課している。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>小規模企業の活力を発揮していく必要性が増大していることから、小規模企業について事業の持続的な発展を図ることを目的として、「小規模企業振興基本法」が制定されている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—